

○岩見沢市工事等入札心得

平成16年 3月30日制定
最終改正 令和 7年 3月26日

この心得は、岩見沢市が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する者が、守らなければならない事項を定めたものです。

1 入札の基本的事項

- (1) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、建設業法、建設業法施行令、岩見沢市契約規則その他関係法令を遵守しなければなりません。
- (2) 入札参加者は、設計図書、仕様書並びに図面等契約締結に必要な条件を承諾のうち、適正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印（押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載）してください。ただし、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」といいます。）が指定されている場合は、電子入札システムの入力画面において入札書を作成し、指定された提出期限までに電子入札システムにより提出してください。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函してください。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、入札書は、委任者を併記の上、委任状に使用した代理人の印と同一の印を押印し、提出してください。なお、押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載してください。
- (4) 公告、公示または指名通知書（以下「公告等」という。）により郵便等による入札が指定されている場合は、封筒に入札件名及び入札日時を記載し、配達証明郵便等（発送の事実を証することができる方法であること。）で提出してください。
- (5) 前項の入札書で、公告等に記された送付方法によらずに送付されたものは、無

効となります。

- (6) 公告等により、入札に際し予め積算内訳書（工事費内訳書又は科目別内訳書等）の提出を求めた場合において、積算内訳書（工事費内訳書又は科目別内訳書等）の提出がない場合は、入札に参加することはできません。

3 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができます。なお、電子入札にあつては、入札書提出後は、入札の辞退はできませんので、入札書の提出の際は、十分注意してください。また、指定された入札時刻に遅れて来場した入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

- (1) 入札執行前（入札時刻に遅れて来場した場合を含む。）は、入札辞退届を提出してください。
- (2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。

入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- (4) 談合等の不正行為が明らかになった場合、契約を解除し、損害賠償金として契約金額の10分の2を請求することがあります。

5 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

6 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

7 開札

- (1) 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行いますので、入札参加者は立ち会ってください。（電子入札及び郵便入札を除く。）
- (2) 電子入札又は郵便入札にあつては、入札参加者のうち、開札に立ち会いを希望する者があるときは、特別な事情がある場合を除き、立ち合わせることにします。
- (3) 入札参加者が立ち会わない場合には、これに代わり入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

8 無効入札

次のいずれかに該当した場合、入札は無効となります。

- (1) 入札書の記載事項の漏れ又は誤記により内容が確認できない入札（電子入札にあつては、電子計算機に到達した入札金額その他所定の情報が確認できない又は書き換えられた入札）
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 訂正を容易にできる筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン等）により記載した入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 入札書に入札者（代理人を含む。）の記名がなされていない入札（電子入札にあつては、市長が指定する方法を用いないでした入札）
- (6) 同一入札において、入札者（代理人を含む。）が2通以上の入札をしたときの入札（電子入札にあつては、電子入札システム及び紙入札の双方から提出された入札）
- (7) 同一入札において、代理人が2人以上の代理をしてした入札
- (8) 同一入札において、入札者が他の入札者の代理をしたときの双方の入札

- (9) 電子入札又は郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
- (10) 郵便等による入札において、公告等に記された送付方法によらずに送付された入札
- (11) 無権代理人がした入札
- (12) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (13) 入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (14) その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者又は落札候補者（以下、「落札者等」という。）とします（収入の原因となる入札を除く。）。ただし、10 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者等とすることがあります。
- (2) 落札者は、落札決定後、すみやかに契約保証に関する届出書を提出し、納付方法を明らかにしてください。ただし、公告等により契約保証金が不要とされている場合は、提出する必要はありません。
- (3) 落札者は、落札決定後、消費税及び地方消費税に関する申立書の提出等により、課税業者又は免税業者か明らかにしてください。
- (4) 電子入札にあつては、当該落札者に対し、落札者決定通知を電子入札システム又は電話等により通知するとともに、開札結果を市ホームページに公表します。

10 最低価格の入札者以外の者を落札者等とすることがある場合

- (1) 最低制限価格を設定している入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者等とします。
- (2) 最低制限価格を設定せず、低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設定している入札において、その基準価格を下回る入札があつた場合には、落札を

保留とします。この場合、当該入札を行った者に対して本市が調査を行い、当該調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

- (3) 総合評価一般競争入札による場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、落札者決定基準に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者を落札者とします。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者等がない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、当該工事等の予定価格を事前に公表しているものについては、再度入札は行いません。また、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再度入札を行うことができないときは、本市が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は再度入札には参加できません。
- (3) 再度入札の回数は、原則として2回まで（電子入札にあつては、1回）とします。

12 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者等を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。
- (3) 電子入札にあつては、電子くじにより落札者等を決定します。ただし、システム障害等のやむを得ない事情により電子くじを利用できないときは、本市が指定する日時にくじ引きを行います。

13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 議会の議決に付すべき契約の場合は、落札者は、本市が交付する仮契約書に記

名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。

- (3) 落札者が正当な理由なく、本市が指定する期限までに契約書、又は仮契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。また、当該落札者は、指名停止措置又は競争入札参加資格の取り消し等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

14 契約保証金等

落札者は、落札決定後（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後）、本市が指定する日までに、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、公告等により契約保証金が不要とされた場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金を現金で納付する場合は、口座振込みにより指定金融機関等に納付し、領収書の写しを貼付した契約保証金納付書を提出してください。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が契約保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出してください。
- (5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出してください。

15 現場代理人等の配置

建設工事の入札に当たっては、現場代理人、主任技術者等を確保したうえで、参加してください。

現場代理人は、他の工事現場を重複して受け持つことはできません（一定の条件により工事現場への常駐を免除される場合を除く。）。また、主任技術者等は、当該工事に対応する資格を有しなければなりません。

16 異議の申立て

入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

17 入札の公開

入札の執行は、市民に公開します。

18 その他

入札参加者は、自分のした入札の結果が発表された後は、落札した場合を除き、静かに入札会場から退席されてもかまいません。

19 準用

この入札心得は、随意契約について準用します。

附 則

この心得は、平成16年4月1日以降に執行される入札から適用する。

附 則（平成19年3月28日改正）

この心得は、平成19年3月28日から適用する。

附 則（平成19年10月1日改正）

この心得は、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月29日改正）

この心得は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月29日改正）

この心得は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月29日改正）

この心得は、令和3年10月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日改正）

この心得は、令和7年4月1日から適用する。